

議案第316号

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例案

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成9年大阪市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に、「部分（」を「部分（エレベーターの昇降路の部分又は）」に、「又は」を「若しくは」に、「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改め、同条第3項中「には、」を「には、エレベーターの昇降路の部分又は）」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定（「ものの住宅」を「ものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）」に改める部分及び「建築物の住宅」を「建築物の住宅及び老人ホーム等」に改める部分に限る。）の施行期日は、市長が定める。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成26年 9 月 9 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の算定方法を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市長吉東部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（抄）

（建築物の容積率の最高限度）

第5条 省 略

2 前項及び次条第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供す若しくは

る部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積は、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の和）の3分の1を限度として算入しない。

3 第1項及び次条第1号に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分の床面積は、若しくは

算入しない。

4-5 省 略